

消防局職員の処分について

平成 26 年 1 月 24 日付けで、下記のとおり当局職員に対する処分を行いましたので、お知らせいたします。

記

1 概要

平成 25 年 8 月 4 日（日）午後 8 時 33 分頃、札幌市豊平区美園 6 条 3 丁目に所在するアパート 1 階に設置された郵便受けから被害者所有の空気清浄器用液体 7 本在中の封筒 1 袋（時価合計 1,680 円相当）を窃取したことから、平成 25 年 12 月 12 日（木）午後 3 時 11 分に窃盗の容疑で通常逮捕、平成 25 年 12 月 20 日（金）に窃盗罪により起訴され、罰金 15 万円の略式命令を受けた。

2 処分理由

被処分者のこのような行為は、地方公務員法第 33 条（信用失墜行為の禁止）の規定に抵触し、市民の生命、身体、財産を守ることを職務とする消防職員としてあるまじき行為であるとともに、同法第 29 条第 1 項第 1 号（法令違反）及び第 3 号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行）に該当することから、懲戒処分を行うものである。

3 処分内容

停職 6 月

4 被処分者

札幌市清田消防署予防課 消防司令（係長職） 50 歳代 男性

5 処分日

平成 26 年 1 月 24 日（金）